

利府町公告第19号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月9日

利府町長

熊谷



1 条件付一般競争入札に付す工事

- (1) 工事番号 令和7年度 利防工第1号
- (2) 工事名 防災情報配信システム屋外拡声子局等改修工事
- (3) 施工場所 利府町神谷沢字金沢地内外
- (4) 工期 契約締結日の翌日（ただし、この日が利府町の休日を定める条例（平成元年利府町条例第28号）第1条に規定する休日に当たるときは、その翌日）から令和8年3月27日まで
- (5) 工事概要

親局1箇所 屋外拡声子局 町内83箇所

親局（役場庁舎）

防災情報配信システム	一式
電話応答装置	一式
電話応答装置連携用受信機・装置	一式
無停電電源装置	一式
J-ALERT受信機	一式
水門制御システム連携	一式

屋外拡声子局

屋外拡声装置 120W	76台
屋外拡声装置 240W	7台
ARブレーカ盤	4台
防災無線用スピーカー中型ホーンアレイ2連30W	6台
防災無線用スピーカーレフレックス30W	2台
防災無線用スピーカーストレート30W	2台

(6) 契約条件

- ア 利府町財務規則（平成13年利府町規則第11号）による。
- イ 契約保証金 契約金額の10%以上の額
- ウ 前払金 有
- エ 支払方法 完成払（前払金の支払がある場合は前払金を除く額）

(7) 予定価格 事後公表

(8) 低入札価格調査に係る調査基準価格 設定あり

- (9) 入札方式 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する利府町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）（以下「総合評価方式」という。）を用いる。

(10) 週休2日工事 対象（現場閉所型）

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 利府町から令和7年度及び令和8年度建設工事競争入札参加資格の承認を受けている者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の電気通信工事業の許可を有すること。
- (3) 電気通信工事に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（P）が1,000点以上であること。（総合評定値は、直近の審査による。）
- (4) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 宮城県建設工事入札参加資格登録業者等指名停止要領又は利府町建設工事等入札参加登録業者指名停止要領（平成19年3月30日町長決裁）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) この工事に係る設計業務の受託者でないこと。また、この工事に係る設計業務受託者と資本面及び人事面において関連がないこと。
- (7) 宮城県内に本社又は工事請負契約締結について本社から受任されている支店若しくは営業所を有している者であること。
- (8) 利府町契約における暴力団等排除措置要綱（平成20年利府町告示第60号）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合にあつてはその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用する等していたと認められるとき。
- ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等、積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引をしたり、又は不当に利用していると認められるとき。
- (9) 次のいずれにも該当する配置技術者を工事現場に専任で配置できること。
- ア 入札執行日の前日までに、建設業法の定めによるこの工事の業種の国

家資格を有する主任技術者

イ 入札執行日の前日から起算して3月以上前から（ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札期日の前日において）当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

(10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(13) 他の入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 総合評価項目及び落札候補者決定基準

総合評価方式における評価項目及び評価基準は、利府町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）落札候補者決定基準（以下「落札候補者決定基準」という。）に示すとおりとする。ただし、この入札に限り、落札候補者決定基準5の同種工事の条件①から④までの評価点の対象となる工事については、「平成27年6月以降、元請として工事を受注し、引渡しが完了した@InfoCanal整備、保守工事の施工実績を有している者」と読み替えるものとする。

4 入札手続等

(1) 担当係

区 分	担 当 係	電話番号	住 所
入札・受付 担 当 係	利府町企画部 財務課 管財契約係	022- 767-2116	〒981-0112 利府町利府字新並松4番地
工事担当係	利府町総務部 危機対策課 危機管理係	022- 767-2174	同 上

(2) 入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、6の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧

この工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

ア 閲覧の期間及び場所は、6の表に示すとおりとする。

イ 設計図書等に対する質問について

(ア) 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入の上、6の表に示す期間に指定の場所に提出すること。

(イ) 質問書に対する回答書は、6の表に示す期間及び場所で閲覧に供する。

ウ 設計図書等の複写について

閲覧期間中、設計図書等については1日を限度として無償で貸し出し、複写することを認める。

(4) 入札の日時、場所等

入札の日時及び場所は、6の表に示すとおりとする。

5 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書 1部

イ 建設等の許可の写し 1部

ウ 総合評定値の通知の写し 1部

エ 申請者の所在地及び名称を記載し、返信用切手を貼付した所定の返信用封筒1枚

オ 町から連絡するときの窓口となる申請者の社員の名刺1枚

カ 条件付一般競争入札別記様式1～3 各1部

キ 総合評価技術資料調書の内容を確認できる資料等の写し各1部

ケ 入札保証金納付書発行依頼書又は免除申請書 いずれか1部

(2) 申請書類及び総合評価技術資料の作成に係る費用は入札参加者の負担とし、提出された申請書類は返却しない。

(3) 入札参加資格確認申請書類の提出・受付の期間及び場所は、6の表に示すとおりとする。

(4) 入札参加資格の有無については、6の表に示す期日に通知する。

(5) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合はその理由について書面で問合せをすることができる。

(6) (5)の問合せをする場合は、その旨を記載した書面を4の(1)の入札・受付担当部署に提出すること。

6 入札日程

手 続 等	期間・期日・日時	場 所
入札参加申請 書 類 交 付	令和7年6月16日(月)から 同年7月4日(金)まで	利府町利府字新並松4番地 利府町役場 企画部財務課 管財契約係 ※利府町ホームページからダウンロード可能
設計図書等の 閲覧(複写)	同 上	利府町役場 総務部 危機対策課 危機管理係
質問書の受付	令和7年6月17日(火)から 同年7月15日(火)まで	同 上

回答書の閲覧	令和7年6月18日（水）から 同年7月23日（水）まで	同 上
入札参加申請 書類の提出・受付	令和7年6月16日（月）から 同年7月4日（金）まで	利府町利府字新並松4番地 利府町役場 企画部財務課 管財契約係
入札参加資格確認 通知書発送	令和7年7月16日（水）	
入札執行日時 （落札候補者決定）	令和7年7月24日（木） 午前10時45分から	利府町利府字新並松4番地 利府町役場 第1会議室
落札者 決定通知発送	令和7年7月31日（木）	

（注） 入札参加申請書類の交付及び入札参加申請書類の提出を受け付ける時間は、利府町の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

7 入札方法等

- （1） 郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- （2） 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （3） 入札執行回数は、2回とする。

8 入札保証金に関する事項

利府町財務規則第76条、第77条、第78条及び第79条並びに利府町建設工事執行規則（平成11年利府町規則第15号）第8条、第9条及び第10条の規定による。

9 工事費内訳書の提出

- （1） 入札に際し、入札書に記載されている入札金額と同額となる工事費内訳書を提出すること。
- （2） 工事費内訳書の様式は任意とするが、必ず商号又は名称を明示の上、数量、単価及び金額を明らかにすること。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事に係る条件付一般競争入札試行要綱（平成13年1月15日町長決裁）及び利府町競争入札等参加者心得（平成29年3月31日町長決裁。以下「入札参加心得」という。）において示した条件に違

反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

1 1 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が利府町建設工事執行規則（平成11年利府町規則第15号）第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内にあるもので、落札候補者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、本入札は「低入札調査基準価格」を設定するため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、次に総合評価点の高い者を落札候補者とすることがある。
- (2) 低入札調査基準価格を下回った入札があった場合は、その入札を保留し、落札候補者は後日決定する。その際、低入札価格を調査する基準となる利府町低入札価格調査制度実施要綱（平成12年5月1日施行）に基づいた調査を実施するため、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- (3) 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- (4) 落札候補者の入札参加資格の審査は、建設工事に係る条件付一般競争入札試行要綱及び落札候補者決定基準により審査する。
- (5) 落札候補者を落札者と決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。ただし、低入札価格調査後、落札者が決定したときは、その結果を入札者に対して書面で通知する。

1 2 契約保証金

請負代金額の100分の10以上の額とする。ただし、利府町建設工事執行規則第23条に該当する場合は、納付を免除する。

1 3 契約の締結

- (1) 落札の決定後、仮工事請負契約書を締結する。
- (2) 利府町議会において本件契約締結に係る議案が議決された場合は、(1)の仮工事請負契約書を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づく契約書とみなす。
- (3) 落札者の決定から(2)の議決までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないものとする。

1 4 配置予定の技術者

落札者は、5の(1)に掲げる条件付一般競争入札別記様式3（配置予定

の技術者に関する調書)に記載した技術者を当該工事に配置しなければならない。

なお、当該工事が完了するまで、原則として技術者の変更は認めないこととする。

1 5 その他

(1) 入札参加者は、入札参加心得等を熟読し遵守すること。

(2) 関係図書等の閲覧

入札参加心得、利府町建設工事執行規則については、利府町役場企画部財務課又は利府町ホームページにおいて閲覧できる。
